

取扱説明書

ダイキ浄化槽 R B C ・ R B C 2 型

このたびは、ダイキ浄化槽 R B C 型又は R B C 2 型をお買い上げいただきまして、ありがとうございます。
この取扱説明書をよくお読みいただき、正しくご使用ください。なお、本説明書には「保証書」を添付して
いますので、お読みになった後は大切に保管してください。

《目 次》

1. 安全にお使いいただくために……………	1
2. 浄化槽について……………	2
3. 処理性能について……………	2
4. 処理の工程とはたらき……………	3
5. 浄化槽の一般的留意事項……………	4
6. ご使用になる前に……………	5
7. ご使用の際のご注意……………	6
8. 浄化槽の上手な使い方……………	7
9. 正しい維持管理を……………	8
10. アフターサービスと保証……………	9

この取扱説明書は、以下の警告・注意表示をしております。

表示	意 味
 警告	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡、重症を負う可能性、または物的損害の可能性が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性や物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。 ※ 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。



1. 安全にお使いいただくために

浄化槽を安全に使用していただくために、下記のことを必ずお守りください。これらの注意事項は、安全に関する重要な内容です。

警告 1) 消毒剤による発火・爆発・有毒ガス事故防止

- 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
- 消毒剤には、塩素系の無機・有機の2種類があります。これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの発生が生じる恐れがあります。

警告 2) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- マンホール・点検口の蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。
- マンホール・点検口の蓋のひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに交換してください。
- マンホール・点検口の蓋は、子供には触らせないでください。
- 蓋を地面やコンクリート面などに置く場合は、落下させずに丁寧に置いてください。
- ロックの変形、破損、脱落などが生じた場合は、速やかに交換してください。
- マンホール・点検口の蓋には、規定の安全荷重を超える車両や重量物などを載せないでください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずる恐れがあります。

警告 3) 感電・発火事故防止

- ブロワのカバー・制御盤の蓋は、開けないでください。
- ブロワ・制御盤の近く（約50cm）には、モノを置かないでください。
- 電線・電源コードの上には、モノを置かないでください。
- 電源プラグは、ほこりが付着していないか、1年に1回以上は確認してください。
- ブロワ・制御盤などの電気系統が故障した場合は、維持管理業者又は工業者に連絡してください。

このような注意を怠ると、感電・発火が生じる恐れがあります。

注意 4) 荷重による器物破損・傷害事故防止

- 埋設工事前後の浄化槽の上には、規定以上の重量物を載せないでください。

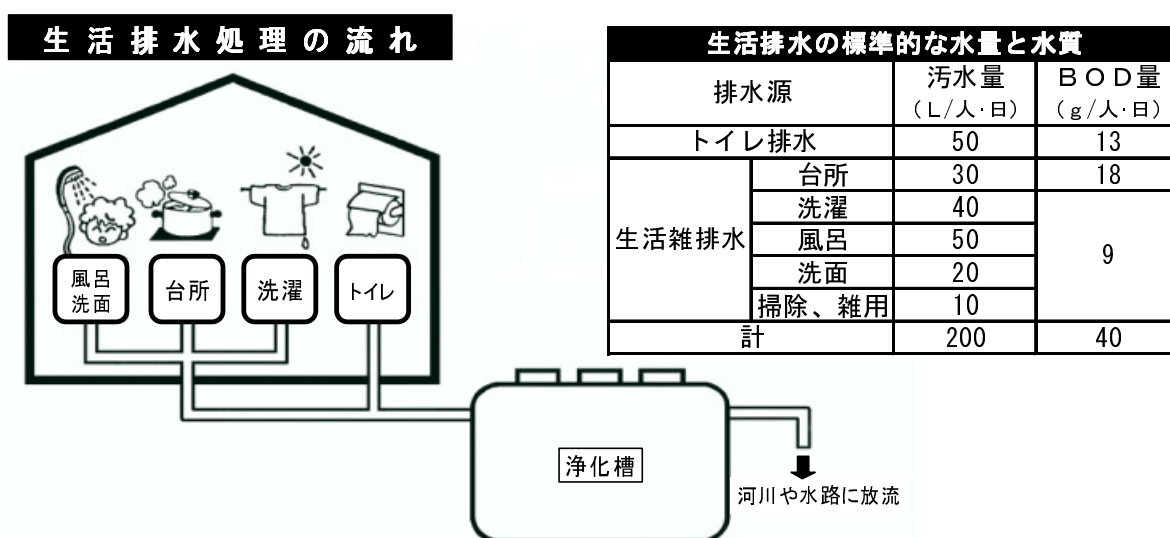
これらの注意を怠ると、器物破損・傷害が生じる恐れがあります。

2. 浄化槽について

浄化槽は、水洗トイレからの排水だけでなく、住宅や飲食店などから排出される、台所（厨房）、風呂、洗濯などによる排水を処理し、公共下水道以外に放流する装置です。浄化槽の大きさは、床面積や定員などの建物の規模と建築用途で決まります。また、排水規制値は国が定めた最低基準のほか、特定行政庁が放流先の環境や排水量で更に厳しい数値とする場合があります。ご使用の浄化槽の大きさ、処理性能を知って、正しくお使いください。

<参考>

住宅から排出される生活排水の汚濁物質（BOD）は、一日一人あたりおよそ 40g になります。その中で台所や浴室、洗面所などからの生活雑排水が 27g、残りの 13g がトイレ排水（し尿）です。標準的な浄化槽を設置した場合、BOD の 90%を除去する性能を持っていますので、河川や水路に放流される BOD は残り 10%の 4g となります。



※住宅排水の例であり、建築用途により汚水量、BOD 量は異なります。

3. 処理性能について

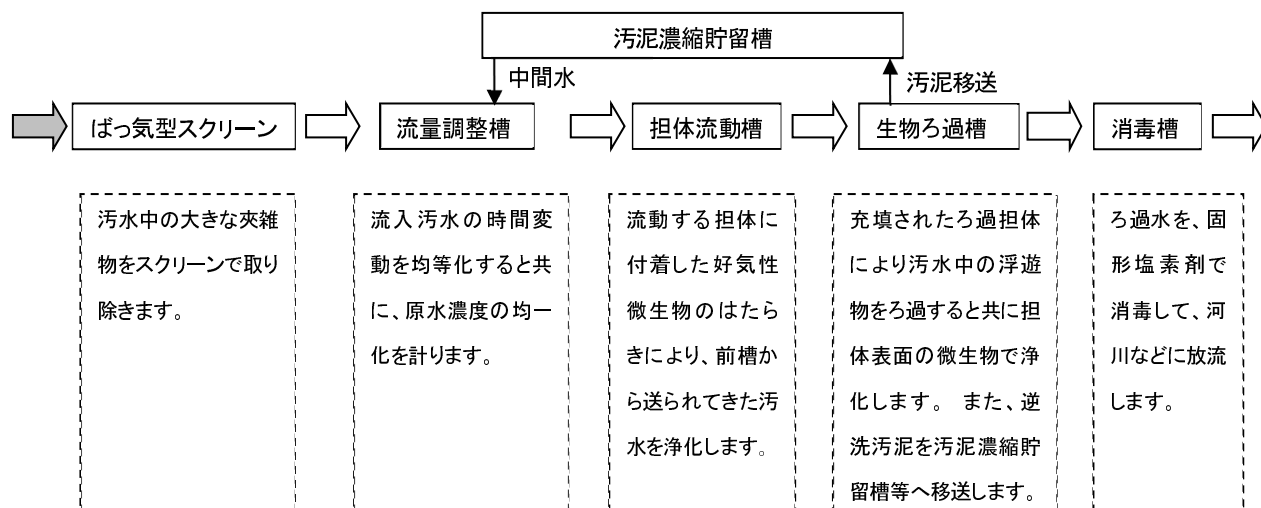
本浄化槽の放流水濃度は以下のとおりです。

項目	BOD [mg/l]	COD [mg/l]	SS [mg/l]
放流水濃度	15	30	15

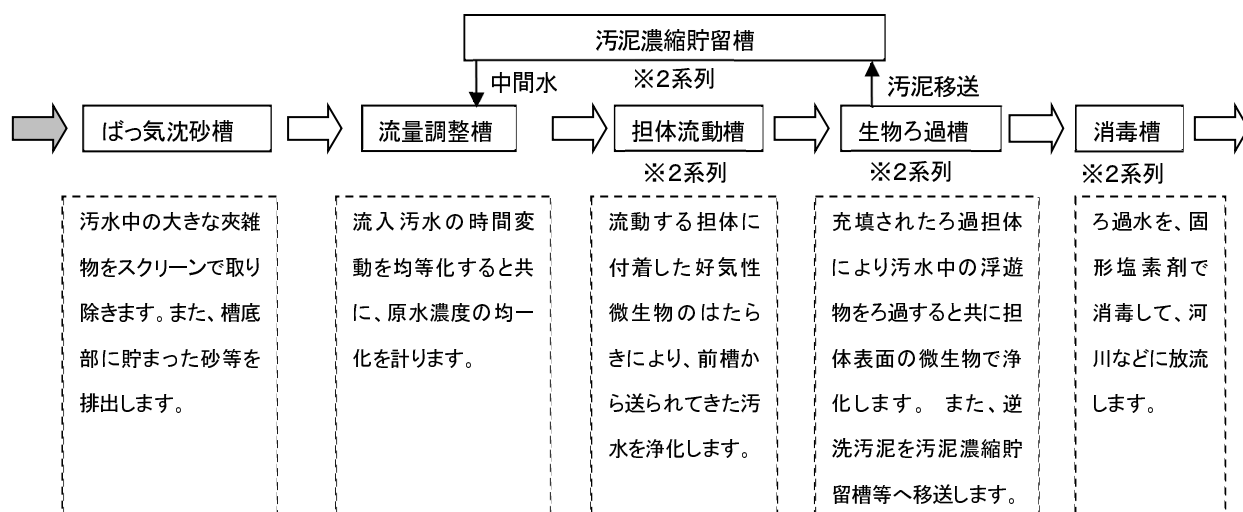
4. 処理の工程とはたらき

本浄化槽の主要な処理の工程とはたらきは、以下のとおりです。

処理方式：流量調整担体流動生物ろ過方式



RBC型



RBC2型

5. 浄化槽の一般的留意事項

- ① 浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法で定められています。
 1. し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
 2. 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流さないこと。
 3. 浄化槽には、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流さないこと。
 4. 電気設備の電源を切らないこと。
 5. 浄化槽の上部または周辺には、保守点検または清掃に支障を及ぼす恐れのある構造物を設けないこと。
 6. 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼす恐れのある荷重をかけないこと。
 7. 通気装置の開口部をふさがないこと。
 8. 浄化槽に故障または異常を認めたときは、直ちに浄化槽管理者にその旨を通報すること。
- ② **浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。**
使用開始前に開封すると、消毒剤から塩素ガスが発生して空気中の水分と反応し、塩酸を生じるため、金属類を腐食する恐れがあります。
- ③ 浄化槽の保守点検・清掃は法律で定められた回数を行い、その記録を3年間保存しなければなりません。保守点検や清掃を資格のある業者などに委託することができます。
(汚泥引き抜きなどの清掃は、市町村長の許可を受けた清掃業者に依頼してください)
- ④ 浄化槽は法律で定められている毎年1回の定期検査を必ず受けてください。
この検査で不詳なことは、法定検査機関にご相談ください。
- ⑤ 長期間、使用者が留守（転居・売却なども含む）にする場合は、維持管理業者にあらかじめご相談ください。尚、浄化槽の使用を廃止した時は、休止届を提出しなければなりません。
- ⑥ ブロワなどから異常な騒音・振動が発生した場合、また、悪臭などでお困りのときは、施工業者または維持管理業者にご相談ください。
- ⑦ 浄化槽の施工要領書や維持管理要領書、取扱説明書などを紛失・破損された場合は、弊社ホームページからダウンロードできます。
その他、不詳な点は弊社取扱店、営業所、お客様窓口にお問い合わせください。

6. ご使用になる前に

(1) 設置申請届はお済みになりましたか

浄化槽設置に必要な書類・手続きはお済みになりましたか。必ずご確認ください。

建築基準法や浄化槽法によって義務づけられていますので、工事着工前に、官公庁宛てに所定の設置申請届を提出してください。

これらの手続きは、施工する工事店が代行している場合もありますので、お問い合わせください。

●新築の場合（建築基準法第6条）

建築確認申請の際に、建築図面、見取図、浄化槽構造図など、必要な書類を建築主事に提出することになっています。

●増築、改築の場合

設置届を都道府県知事（保健所）に提出することになっています。



(2) 維持管理契約はお済みになりましたか

浄化槽の正常な働きを維持するために、法律により定期的に維持管理（保守点検および清掃）することが義務づけられています。

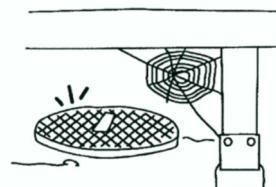
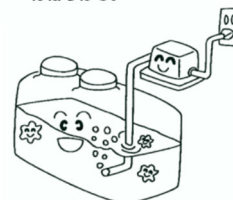
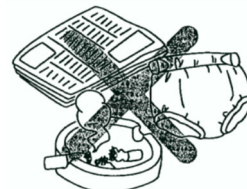
この他にも使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に1回、以後毎年1回、水質に関する検査を受けなければなりません（法定検査）。

浄化槽の保守点検や汚泥引き抜きなどは、都道府県および市町村の登録・許可業者に依頼することができます。



7. ご使用の際のご注意

- トイレットペーパーは、水に溶けやすいものを適量で使用し、紙おむつや衛生用品、タバコなどの異物は、絶対に流さないでください。詰まりや浄化能力低下の原因になります。
- 台所の調理クズや油などは回収し、流さないようにしましょう。また、食器洗いなどに使用する洗剤は、多く使い過ぎないようにしてください。詰まりや浄化能力低下の原因になります。
- 便器や風呂場の清掃には、塩酸・殺虫剤・防臭剤などの強い薬品の使用は避けてください。微生物、バクテリアが死滅し、汚物が浄化されなくなります。また、糖尿病などにより、薬を常時服用している場合も、浄化能力が著しく低下することがあります。
- 洗濯の際、洗剤の使用量はメーカーの指示量を守り、多く使い過ぎないように注意してください。リンを含む洗剤は、できる限り使わないでください。また、漂白剤も多量に使用しますと、微生物、バクテリアが死滅し、浄化機能が損なわれます。
- マンホールのフタがずれている場合は、危険ですから溝にきちんとはめてください。ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。万一異常が認められた場合は、フタをお取り換えください。また、浄化槽付近で子供を遊ばせないでください。
- マンホールやブロワの上には、重い物を置かないでください。特に可燃性の物や危険物は遠ざけてください。
- ブロワが停止すると、槽内の微生物、バクテリアが死滅し、汚水が浄化されなくなるため、悪臭を放ちます。電源は絶対に切らないでください。
- 床下や物置の中など、維持管理できない場所には、絶対に設置しないでください。



8. 浄化槽の上手な使い方

浄化槽は、私たちの生活から排出された汚水をきれいにして自然に還します。
浄化槽を上手に使って、きれいな水を確保していくために、次のことを守りましょう。



9. 正しい維持管理を

浄化槽の維持管理は保守点検と清掃のことを言います。このほかに年1回は公的機関による水質検査（法定検査）を受けることも「浄化槽法」で定められています。

- * 維持管理を行うことにより、結果的に維持費がお得になります。
- * 維持管理が不十分だと公害発生の原因になります。

（１）維持管理規定

浄化槽の保守点検、清掃、検査は、浄化槽法第8～12条で定められ、浄化槽管理者（施主）に義務づけられています。浄化槽管理者は、下記の通り業務を委託できるとされています。

- * 保守点検業者 条例で浄化槽保守点検業者の登録制度がある場合・・・登録業者
上記制度が無い場合・・・・・・・・・・浄化槽管理士
- * 清掃業者 市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者

（２）維持管理の費用

維持管理、清掃の費用は、地区によって多少異なります。ご契約の際、保守点検及び清掃業者にお問い合わせ下さい。交換部品（寿命部品含む）、修理費などは実費となります。法定検査費も別料金となります。

（３）保守点検とは

浄化槽は槽内の微生物の活動により、休むことなく浄化作用が行われています。したがって、浄化槽の正常な機能を維持し、適正な水質を確保するためには、定期的に保守点検（健康診断）をして、異常の早期発見と適正な清掃、修理（治療）をしなければなりません。

（４）保守点検の内容

	内容		内容
浄化槽本体	水流、溶存酸素状態の点検、調整	ブ	エア圧力、送気状態の点検、調整
	汚泥の調整、汲み取り		騒音、振動等の点検、調整
	異物やスカムの除去	ロ	ピストンまたはダイヤフラム、弁の点検、交換
	防虫、防臭などの措置	ワ	ベルト、オイルの点検、交換、補充
	装置の点検、調整、交換、清掃（洗浄）		その他各部の点検
	単位装置および付属機器の点検、調整、交換、清掃	ポ	フロートの点検、清掃
	担体・ろ材状況	ン	作動状況、揚水量の確認
	消毒剤の補充	プ	消耗部品の交換など

（５）保守点検頻度

2週間に1回以上

(6) 清掃とは

浄化槽を使って排水を浄化すると、分離した固形物や汚泥などが浄化槽内に溜まり放流水質を悪化させるので、お客様のご負担で、一定期間が過ぎればバキューム車による清掃を行うことが法律に定められております。

(7) 清掃場所

汚泥濃縮貯留槽をバキューム車で清掃（引き抜き）します。保守点検業者から清掃業者に連絡してもらってください。

(8) 清掃頻度

2週間に1回以上

10. アフターサービスと保証

(1) アフターサービス

ご使用中に万一、異常が発生した場合は、ご契約の維持管理店または弊社支店、営業所等へご連絡下さい。

(2) 保証について

保証期間は使用開始日から起算して、本体が3年、駆動部（弊社指定品に限る）・内部部品が1年です。ただし、保証期間内でも有償となる場合がありますので、詳しくは保証書、修理規定をご覧ください。

(3) 部品の保有年数

部品の保有年数は製造中止より最長5年間です。これを過ぎますと部品の供給ができなくなる場合がありますので、ご了承ください。

修理規程

1. 取扱説明書、取扱要領書、取扱ラベル等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。
2. 保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合は、お買い上げの販売・施工業者または維持管理業者にご依頼ください。この浄化槽は出張修理いたしますので、その際には本書をご提示ください。
3. 保証期間内にご転居の場合には、保証書の書き換えがありますので事前に弊社支店、営業所等までご連絡ください。
4. 本書に記入してある施工業者または維持管理業者等に修理をご依頼にならない場合には、お近くの弊社支店、営業所等へご相談ください。
5. 保証期間内でも次の場合には有料修理になります。
 - (イ) 使用上の誤りによる故障または損傷
 - (ロ) 適切な維持管理がなされていないとき
 - (ハ) 適切な工事がなされていないとき
 - (ニ) 改造や不適切な修理による故障または損傷
 - (ホ) 駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
 - (ヘ) 重量車両の通行・振動による故障または損傷
 - (ト) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
 - (チ) 本書の提示のない場合
6. 本書は日本国内に於いてのみ有効です。
7. その他のご注意事項
 - (イ) 浄化槽は「浄化槽法」により、使用者（設置者）は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務づけられております。これらの費用は保証期間内でも別途ご使用者（設置者）のご負担となります。
 - (ロ) この保証書は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。
 - (ハ) 本書に使用開始日または据付日、使用者（設置者）、施工業者の記入のない場合及び字句を書き替えられた場合は、この保証書は無効です。

この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがって、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理については、施工業者、維持管理業者または、お近くの弊社支店、営業所等へお問い合わせください。

ダイキ浄化槽保証書

- ① 本書は、修理規定（裏面）に従って修理を行うことをお約束するものです。
- ② 使用開始日より保証期間中故障が発生した場合は、本書をご提示の上、お買い上げの販売・施工業者または維持管理業者などに修理をご依頼ください。
- ③ 本書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

*型式名	ダイキ浄化槽 型	浄化槽製造番号：
		ブロワ製造番号：

保 証 期 間	対象部品	期間（使用開始日より）	駆動部はブロワ・ポンプなどの設置 設備類を含む
	槽本体	3 ヶ年	
	駆動部 内部部品	1 ヶ年	

但し、ダイアフラム、オイル、消毒剤等の消耗部品は除く。

*据 付 日	年	月	日
*使用開始日	年	月	日
* 使 用 者 (設置者)	ご住所		
	お名前		
	電 話 ()		

修理記録

年 月 日	内 容	業 者 名
. .		
. .		
. .		

*施工業者 住 所	
社 名	⑩
電 話 ()	—
浄化槽設備士名	
浄化槽設備士証 No. 第	号

*印欄に記入のない場合は無効となりますので、必ずご確認ください。

株式会社 **ダイキアクシス**

